



平成27年12月20日

「マイナンバーに備えましょう！」Ⅲ

今回は雇用保険関係のマイナンバー取扱いについて12月18日に発表されたQ&Aです。
最新版ですヨ！

- Q1.** 離職票-1は事業主が個人番号を記載して離職者に交付するのですか。
A1. 離職票-1の個人番号欄は離職者が記載します。
事業主はハローワークから交付された離職票-1(個人番号欄は空欄)を離職者に交付して下さい。
- Q2.** 高年齢雇用継続給付や育児休業給付の2回目以降の申請に個人番号は必要ですか。
A2. 受給資格確認の際に必要であり、2回目以降の申請書に個人番号の記載は不要です。
- Q3.** 従業員から個人番号の提供を拒否された場合、雇用保険手続についてどのような取扱いとなりますか。
A3. 個人番号の記載がない場合でも受理します。
ただし、個人番号の記載は事業主の義務ですので、ご理解とご協力をお願いします。
- Q4.** 雇用保険に関わる返戻書類には個人番号が記載されるのですか。
A4. 返戻書類には個人番号は記載されません。
- Q5.** 平成28年1月以降、個人番号欄が追加する新様式に改正されますが、旧様式の使用は可能ですか。
A5. 旧様式についても使用可能です。
また、旧様式を使用する場合は、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を届け出ます。
なお、届出を新様式で行うか、旧様式で行うかに関わらず、資格取得届等の提出期限までに、何からの理由により、従業員から個人番号の取得ができなかった場合は、個人番号が記載されていない資格取得届等を提出し、個人番号については、別途「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を届け出ます。
- Q6.** 旧様式はいつまで使用が可能ですか。
A6. 平成28年1月1日の時点で、すでに交付されている旧様式については経過措置として利用が可能です。
- Q7.** 届出等の際には、個人番号の確認のための添付書類が必要ですか。
A7. 不要です。
ただし、雇用継続給付(高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付)の支給申請を事業主が行う場合は、個人番号などの確認書類等が必要です。
- Q8.** 従業員の個人番号を誤って届出した場合はどのようにすればよいですか。
A8. 「個人番号登録・変更届出書」により訂正の届出をします。

★労災関係(平成27年10月20日)

- Q9.** 労災保険手続について、個人番号を労働基準監督署に届出る法的根拠は何か。
A9. 番号法別表第1及び別表第1の主務省令において、労災保険の年金給付の支給などに関する事務において、個人番号を利用することができることとされています。
番号法第14条において、個人番号利用事務等実施者(労働基準監督署)は、本人に対し個人番号の提供を求めることができることとされています。

★源泉徴収票関係(平成27年10月09日)

- Q10.** 源泉徴収票にも個人番号の記載が必要か。
A10. 平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。
(税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要です。)